

第2回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の 広告に関する検討会	資料 3-1
平成30年7月18日	

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

第2回「広告に関する検討会」資料

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会法制局

【広告に関する提案事項】

過去のあはき広告違反の事例から違反件数が多いものは以下の通りです。
料金表示、施術の具体的内容、適応症状、効果、専門性、施術者の経歴、あはき以外の施術（民間療法など）、使用機器、Web ページ URL、写真イラスト、利用方法など

逆の見方をすれば、これは「あはき師」が広告で表示したいと思っているリストと考えることができます。またその他の事例も含めて違反事例をまとめて簡潔な言葉で表すとすれば、施術所内で「何を行っているか、より具体的に分かる」広告があはき師が求めているものであり、国民の為にも望ましいと考えられます。

インターネット広告は自主的に求めて入手する情報なので、①患者の施術等を誘引する意図があること（誘因性）②あはき業を提供する者の氏名若しくは名称又は施術所の名称が特定可能であること（特定性）③一般人が認知できる状態にあること（認知性）の全てを満たしている内容以外はインターネット上では広告可能とし、現在の広告規制の範疇であると捉えられている店外広告やチラシ等については主に以下の6点を広告可能事項として追加したいと考えております。

また、以下の6点以外でも、国民の為に望ましいと考えられ、かつ、国民に不利益を与えない内容であれば極力広告可能としたいと考えています。

1. 料金表示

明確な料金表示は、安心して施術を受けるために重要な要素のひとつであると考えています。※カード等での支払い方法の種類についても可能としたい。

2. Web ページ URL

院外やチラシに URL を明記してもその施術所に興味を持ち、より具体的に情報を得たいという思い、何かしらのアクションを起こした人しか見られないので、表示可能にしても差し支えないと考えています。※同じ理由から QR コードも可としたい。

3. 施術所名

施術所名は違反件数として指導対象になった事例は少ないが、現状ではあはき法に違反しているが指導されていない名称が多く存在する。また、あはきの国家資格を所持している施術所名がある程度統一化される事により、無資格との差別

化も図れると考えられるので、以下の名称に統一されるのが望ましいと考えています。

「はり（鍼、針）」「きゅう（灸）（やいと、えつ?）」「あん摩（按摩）」「マッサージ」「指圧」「治療院」「院」各施術所の固有名に前記の語句の組み合わせのみを、施術所名として認めたい。

<例> 「いしかわ治療院」「森 按摩・指圧院」「工藤はり灸マッサージ治療院」等

また、国民に理解しやすい内容にするとの観点から「出張業務開始届出書」により開設した施術所は出張による業務である旨を明確に表示する必要があると考えています。

<例> 「訪問専門いしかわ治療院」「森 按摩・指圧院（出張専門）」「工藤訪問はり灸マッサージ治療院」等

4. 適応症と施術の内容

鍼灸師は療養費保険取扱いの対象となる傷病名等に関する表記を可能としたい。

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、(変形性膝関節症) また、あん摩マッサージ指圧師の対象となる関節拘縮、筋麻痺、筋萎縮は国民に分かり難い言葉なので前記の適応症以外に施術内容である「擦る、撫でる、揉む、押す、振るわせる、動かす、ほぐす、叩く」を表示可能としたい。

無資格店で多く表示されている「肩こり」「腰痛」「関節痛」等は裏に何かしらの病変が潜んでいる可能性も考えられます。このような表現は国家資格を持った鍼灸マッサージ院でこそ表示可能とし、無資格店では規制対象としていただければ、国民を健康被害から救うことが可能であると考えています。

5. 専門性

あはきの歴史はとても長く、様々な手技や施術方法が存在する。その中で自分の得意とする手技や分野を明確に広告できることは、国民の選択肢を増やし、あはき師の技術の向上の一助にもなると考えています。そこで当面、**東洋療法研修試験財団**の研修終了証を受けたものは「～年度、生涯研修修了」との表示は可能とし、将来的には財団の研修を専門性に特化したものとする事ができたなら、「～術研修終了」「腰痛専門あん摩マッサージ指圧師」「膝関節症専門鍼灸師」などの表示も可能としたいと考えています。

6. あはき以外の施術（民間療法など）

あはき以外の施術、例えば整体、カイロプラクティックなどを広告表示可能として良いかはとても難しい判断になると思われます。

仮に一律で使用禁止にすべきか、緩和すべきか二者択一であるなら、緩和すべき

と考えます。理由は、実際に整体等と称される施術らしきものを受けてみると、手技的にはあん摩マッサージ指圧と何ら変わらないものが多い上に、消費者庁が平成29年5月26日に公表された「法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に」にもあるように、施術者が痛みを与えていないと思う圧力であっても、実際には危険を伴っているのが明白です。よって人体に害を及ぼす恐れがあると考えられる「整体、カイロプラクティック、骨盤・小顔矯正、～マッサージ、リフレクソロジー等」は、あん摩マッサージ指圧師こそ使用可能とし、国家資格を所持していない整体師等を何らかの形で規制すべきだと考えます。特に～マッサージという名称は国民にマッサージを提供すると誤認をさせる恐れがあるので、無資格者の使用を規制する方策を考えていきたい。

【あん摩マッサージ指圧とは】

1. 日本における手技療法の成立と発展

(1) あん摩の伝来 中国最古の医学書「黄帝内経」(B.C. 200年頃)に発し、5～6世紀にかけて日本に伝えられた。ただ実用としてあん摩が地域社会に根を下ろすのは、17世紀中期以降とされる。

(2) あん摩教育の萌芽 日本におけるあん摩教育は主に盲人に対する職業福祉として芽生え、発展を遂げた。盲目の指導者、杉山和一(1610-1694)が盲人の職業教育として体系づけた。

(3) あん摩教育の近代化と病院マッサージ師の誕生 近代的教育として、盲学校にて西洋医学を基盤とした教育が始まった。1891年には日本発の病院マッサージ師が誕生している。

(4) 営業免許制度の確立 明治政府は「按摩術営業取締規則」(1911)を制定し、あん摩営業を許可制にした。

(5) 身分法の確立と資質の向上 戦後のGHQの民主化計画の下で、戦前に作られた法律は効力を失う。この様な状況の中1947年「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が成立し都道府県知事免許となった。また1988年「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師などに関する法律」の抜本改正を行い、厚生労働大臣免許となった。

2. あん摩マッサージ指圧の手技

イ. あん摩とは、主に手指や手掌等を用いて生体の持つ恒常性維持機能を反応させて疾病の予防及び治療、あるいは健康の維持増進をさせる手技療法である。

按摩は主に衣服の上から遠心性(心臓に近い方から遠い方)に行う施術。

ロ. マッサージとは、主に手掌や手指等を用いて静脈系血液循環の改善やリンパ循環の改善させて、疾病の予防及び治療、あるいは健康の維持増進

を目的とした手技療法である。マッサージは主に皮膚の上から求心性（心臓に遠い方から近い方）に行う施術。

- ハ. 指圧法とは、主に母指や手根等を用い体表の一定部位を押圧して、筋肉の疲労物質を除去し、筋肉を正常化し、体の均衡を保ち疾病の予防及び治療、あるいは健康の維持増進をはかる手技療法である。指圧は、主に衣服の上から遠心性（心臓に近い方から遠い方）に行う施術

3. 一般的な施術所での流れ

- イ. 患者様の様子を伺い、場合によっては患部などに触れて確認し施術方針を決める。
- ロ. 施術者によって又は患者様の状態により多少の違いはあるが、一般的には軽く擦る行為から始める。
- ハ. 最初に決めた方針に沿って施術を行うが、患者様の反応等により途中で変更する事もある。
- ニ. 施術後は、患者様の状態を確認して、適切なアドバイスを伝える。

4. まとめ

あん摩は、疾病の予防及び治療、あるいは健康の保持増進の目的で、徒手により一定の方針に従って、衣服の上から遠心性に施術する技術である。 マッサージは、疾病の予防及び治療、あるいは健康の保持増進の目的で、徒手で、一定の手技・方式により、普通皮膚に直接触れ、求心性に施術する技術である。 指圧は、徒手で体表の一定部位を押圧し、その圧刺激により生体の変調を矯正し、疾病の予防及び治療、あるいは健康保持増進に寄与する施術である。

あん摩・マッサージ・指圧の手技には軽擦法、揉捏法、圧迫法、振せん法、運動法、曲手、叩打法等があり、それぞれ擦る、撫でる、揉む、押す、振るわせる、動かす、ほぐす、叩く等を行う。手技は多様性に富んでおり、軽く擦るような手技もあれば、丁度いい圧力で心地良い手技や、痛みを伴う程度の圧力を掛けて行う手技もある。

あん摩マッサージ指圧師の多くは、一つの手技に偏ることなく、患者様の状態に合わせて、それぞれの手技を効果的に使い分けている。

治効理論に関しては、皮膚及び脂肪組織、骨・筋・関節、神経系、循環系、内臓、自律神経および内分泌系、血液、免疫機構等の治効理論が記載されている。

※AMSnet 参照

【無資格店との違い】

先に記したように手技的にはあん摩マッサージ指圧と何ら変わらないものが多い上に、昭和35年3月30日付け医発第二四七号の一厚生省医務局長通知によると医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあるかど

うかが禁止処罰の対象になるので、現状の無資格店でこれだけの事故が起きているのを考えると違いはないように思える。この点に関しては特に法律の専門家にご意見を伺いたい。

【広告に関する自主的な取り組み】

中央団体としては当然法令遵守と打ち出しているが、地方自治体や保健所の対応がまちまちなので、各都道府県の鍼灸マッサージ師会が独自に対応している。

第2回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の 広告に関する検討会	資料 3-2
平成30年7月18日	

社会福祉法人日本盲人会連合

1. 資格にかかるこれまでの歴史

昭和 22 (1947) 年 12 月 20 日、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」(法律第 217 号) は「あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業法」として制定され、あはき師の資格を定めるとともに、その業務が適正に行われるように規律するほか、その他の医業類似行為業について規律することとなった。

制度化に当たっては、他の医療関係者と同様、資質向上の見地から、一定年限以上の修業及び資格試験により免許を与えるという方式がとられた。

昭和 39 (1964) 年、「あん摩師」の名称が「あん摩マッサージ指圧師」に改められ、法律の名称も「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」となった。

この時、視覚障害者のあん摩マッサージ指圧師の職域優先を図るため、晴眼のあん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設の新設又は生徒の定員の増加の抑制についての規定(法第 19 条)が定められた。

昭和 45 (1970) 年、柔道整復師が分離・独立し、単独立法化された結果、現行法の名称となった。

昭和 63 (1988) 年には、受験資格の変更(いわゆる高卒 3 年課程の修了を基本とすること)、免許権者および試験の実施者を厚生大臣とすること、指定登録機関・指定試験機関制度の導入等を内容とする法改正が行われ、平成 2 年 4 月 1 日施行、同年 10 月 1 日から厚生大臣試験・免許となり、その後、数回の小改正を経て現在に至る。

2. 役割や施術所内で行われている施術の概要

(1) 診察(病態把握)

①医療面接(問診)

主訴、現病歴(発症の状況、経過)、既往歴、家族歴、社会歴などを適宜聞き取る。

②身体診察

触診、視診、打診、理学的検査法などを適宜行う。

3. あはき治療の適否の判断、治療目標や治療方法の決定

適応の判断により、専門医療機関を紹介するなど対応しつつ、適応症に対して施術方針に基づき施術を実践する。また、その効果を評価しつつ、施術を継続する。

4. 施術（あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう）

施術に際し、手指や施術部位の消毒はもとより、施術器具等の衛生管理が図られている。患者の状態に応じて施術部位、施術方法、刺激量が適切に選択し行われる。また、施術中の偶発的事象に対し適切に対応する。

5. 評価

※上記内容で行われる有資格者の施術では、健康被害の発生は極めて少ないものとする。

6. 広告事項に関する意見

あはきについて国民が知りたい情報として、「料金がわかれば安心して受けられる」、「料金が安ければ受けたい」、「何に効くかがわかれば受けたい」、「施術の内容がわかれば安心して受けられる」などがあげられる。

上記のことを踏まえ、次のものを広告可能事項として提案します。

- ・施術料金の表示
- ・医療保険を取り扱っている旨
- ・保険適用については医師の同意書が必要である旨
- ・保険適用の対象疾患名および症状名
- ・生活保護指定施術所である旨
- ・労災保険指定施術所である旨
- ・労災保険適用の対象疾患名および症状名

広告可能事項の拡大について、会員等の要望・意見を踏まえ、次のとおり提案します。

- ・「治療院」や「鍼灸院」はあはき師が長年にわたり使用してきた施術所名であり、歴史的背景を考慮し、広告可能事項として明確にしていきたい。
- ・施術者の技能・学位・経歴のうち、公益法人が実施する研修の受講については広告可能事項に加えていきたい。

また、無資格者との差別化を図るため、広告可能事項について次のとおり提案します。

- ・国家資格の免許を保有している旨とその業種
- ・保健所への届け出を行っている施術所である旨
- ・医療保険を取り扱っている旨
- ・生活保護指定施術所である旨
- ・労災保険指定施術所である旨

無資格者等の施術所における広告は、業務違反を助長するような違法なものに対する行政指導を強化していきたい。

更に、広告可・不可の事例を国民に周知するとともに、行政等の権限を強化するなど指導体制の強化を図っていただきたい。

7. 団体の広告に関する自主的な取り組み事例
 - ・実施していません。

第2回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の 広告に関する検討会	資料 3-3
平成30年7月18日	

公益社団法人日本鍼灸師会

1. 資格にかかるこれまでの歴史、役割や施術所内で行われている施術の概要

日本の鍼灸～受容から現在まで（概略）

鍼灸は古代（奈良・飛鳥時代）、中国や朝鮮半島から、医師、留学生（僧侶を含む）、書物を通じて日本に伝わった。どちらかという灸が民間医療として、対症療法的に用いられてきたのに対し、鍼は特別な技術や伝統医学としての診断が必要とされてきた。日本の医事制度を定めた「大宝律令」（701年）の「医疾令」にはすでに医師、医博士に並び、鍼師、鍼博士が記される（※当時の医学は中国伝統医学であり、医生と鍼生は共通科目を学んだ。現在、鍼灸学校でも現代医学の解剖学、生理学、病理学、および公衆衛生学などを学ぶのと同じである）。古代は和気家、丹波家の寡占状態にあった典医により、天皇や公卿などを対象として行われたが、中世頃より、留学などで当時最先端の医書や医術の情報を得ることができた僧侶や医家などが施術主体となった。さらに江戸時代に入り書物や人の流通状況が調う中、鍼法が隆盛するようになった。その理由として流派の登場が上げられる。流派は、鍼灸を学ぶための教育システムとして機能した。私塾を開催し多くの門弟を抱えるものもあった。明治・大正時代には、西洋医学への傾倒により鍼灸は衰退したが、昭和16年から19年にかけて、伝統医学としての診察（脈診）、病態把握、施術（鍼法、灸法）までを定型化する経絡治療（脈診により経脈とツボを決めて施術する）の基盤が日本で作られた。経絡治療で用いる鍼は細くて短く、殆ど刺入しないか、してもごく浅いために、「痛い」どころか、「鍼を刺している」という感覚すらない場合も少なくない。この「痛くない鍼」は経絡治療であるかどうかを超えて、日本における鍼の特徴の一つでもある（それには鍼自体の品質向上も寄与しているのだろう）。その細さや短さは、近年、中国にも影響を及ぼし、中国でも日本のような細く短い鍼を多用するようになったと指摘する声もある。また、脈診による病態把握、経絡やツボの選定は、あん摩マッサージ指圧のような、体表の変化（堅い、凹んでいるなど）を中心に施術方針を立てるのとも異なる。

2. 施術所内で行われている施術の概要

鍼灸院に来院する人は、何らかの不調があり、その改善を求めてくる。「慰安なのか治療なのか」への言及は第三者的な発想によるものであり、本人にとって気になっていた症状が「寛解し（あるいは無くなり）楽になった」とすることが、施術者の目的である。また、よく指摘されるように、来院者の訴えには「腰痛、肩こり、膝痛」が確かに多いが、病態の把握や施術方針の立て方は、施術者によっては解剖学的（現代医学的）であったり、陰陽五行的（伝統医学的）であったり、あるいはそれらを組み合わせていたり様々である。いずれの場合であっても、現代医学に関する基本的な学習は免許取得の前提となっているため、「足の長さが違うので、骨盤がゆがんでいる。からだのゆがみが万病を生じさせるので、矯正して左右の足の長さを揃えなければいけない。」「〇〇を直せば全てが治る。」「△△を摂取すれば良くなる。」というような主張と、鍼灸とは全く無関係である。

施術方法は様々だが、鍼灸に共通する目的は「気（気血）の巡りをよくする」ことだ。巡

りが良くなると、様々な不調が改善されるが、不調の原因は一つではない。「どういう原因で巡りが悪くなっているのか」を判断することが、伝統医学での診断であり、主に外因、内因、不内外因のように分類・整理する。現代日本において、鍼灸が現代医学に優るということはなくても、病院では病名が（あるいは症候名としてさえ）つかないものに対して、鍼灸が発揮できることは少なくない。例えば、「下痢が続く」というようなものに対して、気の巡りをよくし、改善することができる場合がある。だがそれは「現代医学とは異なるアプローチ」が功を奏したためであって、一部をとって「現代医学より優れている」とは言えない。しかしながら様々な療術師は「現代医学では治せないが〇〇なら治せる」というような発言をし、徒に患者が医療を受ける機会を遠ざけてしまう傾向にある。ただでさえ一般人にとって、そういった療術師と鍼灸師との区別が付かないことに加え、屋号に「鍼灸院」とはあっても、それは開設者（施術者）がはり師、きゅう師の免許を保有していることの証左であるものの、実際に鍼灸が行われていない場合もあると聞く（ジムのように様々な機械を使用させ、最後に手技療法を受けるなど。恐らく一昔前ならば、そういう事態は想定出来なかったのではと思うのだが）。

3. 広告事項に関する意見

国民が適切に判断選択できるためには、施術内容のわかりやすい客観的あるいは学問的表現と施術者の技法や技量を妥当に推し量ることができる情報、その他料金や施術所の様相などの情報で、客観的事実にもとづいたこと広告事項が必要。これまで実施された種々のアンケートで判明している国民のニーズに合致し、且つ誤解を与えたり惑わすことがないように見直す必要がある。いわゆる無資格者が業とすることが適法かどうかというそもそも論からすると、差別化を図ろうとすること自体がナンセンスであるが、あえて差別化を図るのであれば、国家資格者はその旨を明記し、無資格者は国家資格者でないことを明記し、かつ民間資格を表示することも認めないこと、さらには有資格者と誤認したり紛らわしい名称や広告を表示することを禁止し、抑止力として実効性のある罰則規定を作ることが重要と考える。

4. 団体の広告に関する自主的な取り組み事例

会員から自身の広告について個別に相談を受け、国民を惑わすことがないよう法を順守するよう指導している。

名称については、国民が誤認することがないよう保健所の指導に従い、奇をてらうことがないよう指導している。

第2回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の 広告に関する検討会	資料 3-4
平成30年7月18日	

公益社団法人日本柔道整復師会

第2回「広告検討委員会」における提案事項

公益社団法人日本柔道整復師会

1 国民が施術内容を理解し適切に施術を選択できるように必要な広告事項について

柔道整復師の施術所では、どのような傷病が治療できるのか、また、どのような治療を行うのかが患者に分かるようにすべき。

(1) 柔道整復師の業務の種類を表記

- ① 骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（又は筋・腱の断裂）。
- ② 日本伝統医療であること。
- ③ 運動器の負傷を治療するものであること。

(2) 外国語による表記

国民のみならず、訪日外国人のために、柔道整復、柔道整復師、業務の種類等を外国語で表記。

(3) 「接骨院」のほか「整骨院」の表記

保健所は、実態として〇〇整骨院とした名称を認めているため。

2 広告可能事項の拡大等の見直しについて

患者が、施術所を利用する上で必要な情報であって、自ら求めて入手する情報については、一定の条件のもとに可能とすべき。

- (1) 健康保険、船員保険、国民健康保険、後期高齢者医療、公務員共済組合、地方公務員共済組合、自衛隊、私立学校職員共済組合、日本スポーツ振興センターの災害共済、労災保険、生活保護、母子乳幼児医療費助成、心身障害者医療費助成、自賠責保険、などの保険関係の個別の種類を表示し、それらの取扱いができること。
- (2) 介護予防基準緩和型通所サービス事業所であること。（行政機関に届済みの場合に限り）
- (3) 待ち時間、最寄り駅から施術所までの所要時間、往療が可能な範囲、急患の受入れに関すること、ホームページの案内、メールアドレス、ファックス番号、地図、施術所の外観と駐車場の写真、駐車スペースに関すること。
- (4) 機能訓練指導員であること。
- (5) いわゆる自由診療に関すること。
- (6) 開設者及び勤務する柔道整復師等の従業員の氏名、年齢、性別、役職、略歴。
- (7) 国家資格の種類・資格取得年月日・免許番号。
- (8) 施術所で保有する施設設備に関すること。

- (9) カード払い可など治療費用の支払い方法に関すること。
- (10) 接骨院に加え「整骨院」の表記
- (11) 施術受付時間「診療時間」、休日「休診」、往療「往診」＝「診」は診るという事であり
「診断」を意味しているわけではないことから。
- (12) 公益法人会員であることの表記。
- (13) 国民が理解できるよう「関節・筋肉の外傷、外傷に基づく痛み」をも可能としてどうか

3 有資格者と無資格者との差別化を図るために必要なことについて

- (1) 無資格者の広告については、「国家資格なし」と表記を義務付けることで、差別化になるとともに、患者の適切な選択に資するのではないか。
- (2) 無資格者については、「治療」「診」「療」「治」「院」という文言の使用を禁ずることで、医科・柔整・あはきと区別化。
- (3) 無資格者の広告に関し、柔整師法とあはき法の枠組みの中で規制をかける検討が必要。
- (4) 整体、骨盤矯正等の表記はもちろん身体に触れる、治す等の行為についての表記

4 日本柔道整復師会における広告に対する自主的な取り組み事例について

- (1) 医制局長通知「交通事故専門」「むち打ち専門」は違法広告である旨の通知提案。
- (2) 柔整療養費検討専門委員会において、広告の規制強化を議論の上、弊会の提案により、保険局長通知である「柔道整復師の施術に係る療養費について」の別添1の別紙（いわゆる協定）及び別添2（受領委任の取扱規程）のいずれにも「違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるよう誘引してはならない」旨の規定を加える改正を平成29年度に実現。
- (3) 都道府県柔道整復師会において、広告違反の施術所の名称や所在地、広告違反となる対象物の資料を保健所に随時情報提供。また、弊会を通じて厚労省に随時情報提供。